

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月29日(火)14時00分～15時30分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース2

3. 出席委員 17人(委員総数19人)

会長 18番 金藤 祐治

副会長 _____

委員 1番 松浦 徳和

4番 植原 宗哉

8番 櫻本 訓由

11番 佐々木 崇

15番 中司 睦枝

(欠員1人)

12番 村上 智彦

2番 上峠 数博

6番 村上 正

9番 宮迫 徹也

13番 吉原 正紀

16番 江田 敏道

3番 中司 邦弘

7番 中司 善章

10番 高橋 泰登

14番 松森 智

17番 米田 健一

欠席委員 1人(5番 山田 清)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 15人(推進委員総数18人)

國近 正有 青山 基裕 迫 勝善 行廣 文徳 深見 和志 _____

金野 省三 小川 隆三 _____ 林原 啓 奥本 浩己 宮地 眞良

須山 猛 柏原 始 藤岡 正宏 _____ 中田千種郎 蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 非農地証明申請について

議案第43号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

議案第44号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第41号 農地改良届出による通知について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

主田 孝弘 泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は1名、欠員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は3番・中司邦弘委員、4番・植原宗哉委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は15名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第40号、申請番号83番から96番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号83番と84番は関連案件のため、一括して説明いたします。</p> <p>権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は御調町丸河南の2筆、現況地目はいずれも畑、面積は23㎡と19㎡です。</p> <p>譲渡理由、譲受理由ともに、登記内容の誤りを修正するためです。</p> <p>この2筆は、過去に分筆をした際、お互いの所有者を誤った状態で登記しており、そのことが最近判明し、現状の所有者に合わせるため、登記内容を修正するというものです。</p> <p>また、一方の譲受人の住所が市外ですが、所有農地の大半は農事組合法人が管理しているということです。</p> <p>この申請については、8月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号85番、権利の種類は特定遺贈による所有権移転です。</p> <p>申請地は御調町丸河南の7筆、現況地目は田が5筆、畑が2筆、面積は合計で2,913㎡です。</p> <p>譲渡理由は特定遺贈による譲受理由は、相手方の要望によるです。</p> <p>この申請は、亡所有者の遺言により、相続人以外へ一部の不動産のみを遺贈することによるものです。</p> <p>なお、財産の全てを遺贈する包括遺贈及び法定相続人への特定遺贈の場合は、農地法の許可なく所有権移転登記が可能ですが、今回は法定相続人以外への特定遺贈に当たるため、所有権移転登記をする場合は許可が必要となります。</p> <p>その他、畑では自家消費用の季節の野菜を作り、田については引き続き農事組合法人が管理するとのことです。</p> <p>この申請については、8月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号86番、権利の種類は贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は御調町綾目の1筆、現況地目は田、面積は1,240㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。</p> <p>なお、当該農地ではお米を作る申請となっております。</p> <p>この申請については、8月7日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号87番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は288㎡です。
譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は相手方の要望によるです。
なお、当該農地では、ハウスにて、イチゴやブドウを作る申請となっております。
この申請については、8月4日、吉原委員、奥本委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号88番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町立花の2筆、現況地目は畑、面積は合計で366㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、なす、トマト、玉ねぎなどを作り、自家消費をする申請となっております。
この申請については、8月4日、吉原委員、奥本委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号89番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で393.45㎡です。
譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、季節の野菜やブルーベリーを作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、8月8日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号90番、権利の種類は売買による所有者移転です。
申請地は因島洲江町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で924㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る申請となっております。
この申請については、8月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号91番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町御寺の2筆、現況地目は畑、面積は合計で365㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る申請となっております。
この申請については、8月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号92番、権利の種類は、営農型太陽光発電による区分地上権の設定です。
太陽光発電のパネルを所有するために、農地を使用する権利を設定するものです。
今回は更新の申請で、期間は3年間になります。
申請地は瀬戸田名荷の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,980㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は営農型の太陽光発電設備を設置するためです。
この申請については、8月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号93番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は195㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る申請となっております。
この申請については、8月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号94番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は713㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地では、レモンを作り、経営する飲食店で提供する申請となっております。
この申請については、8月9日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号95番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田高根の1筆、現況地目は畑、面積は2,810㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘類を作る申請となっております。
この申請については、8月9日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号96番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田沢の1筆、現況地目は畑、面積は495㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規耕作者としてです。
なお、譲受人は、当該農地近くの住宅を購入し、近く移住する予定で、季節の野菜を作り、自家消費する申請となっております。
この申請については、8月9日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号83番から96番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号83番から96番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第41号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第41号、申請番号81番から98番を議案書をもとに説明)

申請番号81番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は久山田町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1,186㎡、転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル200枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は東京都に本店を置く売電事業を営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

FIT制度とは再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、コストの高い再生可能エネルギーの導入を支え、普及を進めるための国の制度になります。

申請番号81番の申請については、8月4日、山田委員、國近推進委員、中司委員、青山推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いの下、現地調査を行いました。

申請番号 8 2 番、申請内容は賃貸借権の設定です。
所在は原田町梶山田の 1 筆、地目は田、農振農用地区域内、2, 2 5 5 m²の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分は農用地区域内農地です。

転用目的は資材置場用地で、資材置場及び土砂仮置き場が計画されています。

借受人は瀬戸田に本店を置く建設業を営む法人であり、この度申請地を取得し、二次製品と土砂仮置き場として使いたいというものです。

一時転用期間は許可後 3 年間でされており、工事完了後は農地に還元予定です。

本件農地は農用地区域内農地ですが、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものです。

なお、本件農地につきましては、農用地区域内農地の一時転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号 8 2 番の申請については、8 月 3 日、金藤委員、行廣推進員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 8 3 番、申請内容は使用貸借権の設定です。

所在は西藤町の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、3 3 1 m²の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、I C から 5 0 0 m 以内にあるため、農地区分は第 3 種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅 1 棟、建築面積 7 2 . 9 5 m²、駐車場 2 区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は父から申請地を借り、住宅として使用したいというもので、都市計画法に基づく建築許可の見込みです。

この申請については、8 月 3 日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 8 4 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は向島町の 2 筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計 1 7 4 m²の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 6 6 . 5 0 m²、駐車場、合併浄化槽が計画されています。

借受人は祖母名義の土地を借り受けて住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可の見込みです。

この申請については、8 月 4 日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 8 5 及び 8 6 番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は因島田熊町及び因島三庄町の全 5 筆、地目は畑、農振地域外及び農振農用地区域外、太陽光発電設備、全 2 カ所の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分は用途地域内にある第 3 種農地、及び用途地域外であるその他 2 種と考えられます。

申請番号 8 5 番が因島田熊町の全 3 筆、合計 9 8 6 m²、申請番号 8 6 番が因島三庄町の全 2 筆、合計 1, 2 8 9 m²で、いずれも、パネル枚数 1 8 0 枚、発電量 4 9 . 5 k w が計画されています。

譲受人は、東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省による F I T 制度（固定価格買取制度）の対象外の事業です。

8 5 番及び 8 6 番の申請については、8 月 8 日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号 87 番及び 88 番の申請につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は因島重井町の全 2 筆、地目は畑、農振地域外、合計 277.68㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画の用途地域内にあり、農地区分は第 3 種農地と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 124.21㎡、駐車場 2 区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、現在福山市の借家に居住しておりますが、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

この申請については、8 月 8 日、村上智彦委員、柏原推進委員、須山推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号 89 番から 95 番については、転用目的及び事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて賃貸借による権利の設定です。

所在は、申請番号 89 番が瀬戸田町福田 1 筆の一部、農用地区域内、6,780㎡のうち 27.28㎡、90 番が同じく福田 2 筆の一部、農振農用地区域外、合計 3,901㎡のうち 91 番が瀬戸田町垂水 1 筆の一部、農用地区域内、4,454㎡のうち 191.78㎡、92 番が同じく垂水 1 筆の一部、農用地区域内、3,157㎡のうち 259.40㎡、93 番が同じく垂水 2 筆の一部、農用地区域内、合計 1,697㎡のうち 90.40㎡、

94 番が同じく垂水 1 筆の一部、農用地区域内、6,640㎡のうち 473.76㎡、95 番が同じく垂水 1 筆の一部、農振農用地区域外、3,581㎡のうち 155.73㎡の、全 6 か所の一時転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、申請番号 89 番及び 91 番から 94 番が土地改良事業事業を施行した農地であり、農地区分は農用地区域内農地、90 番及び 95 番はその他 2 種と考えられます。

転用目的は作業用地で、仮設作業場及び仮設道路が計画されています。

借受人は、島根県出雲市に本店を置く、電気工事業を営む法人であり、電気事業者である中国電力がこの度行う鉄塔新設事業を請け負う法人です。

鉄塔新設工事を行うにあたり、申請地の一部を借り受けて、工事期間中、仮設の作業場や道路として利用したいというものです。

一時転用期間は令和 6 年 5 月末までとなり、工事終了後は農地に復元予定です。

本件のうち、89 番及び 91 番から 94 番の農地は農用地区域内農地ですが、農地法施行令第 11 条第 1 号「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、農振農用地の不許可の例外に該当するものです。

なお、89 番及び 91 番から 94 番につきましては、農用地区域内農地の一時転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号 96 番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町垂水の 1 筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、647㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画にあり、農地区分はその他 2 種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 63.76㎡、駐車場 4 区画、合併浄化槽、家庭菜園が計画されています。

譲受人は、現在、東京都に居住しておりますが、出身地が瀬戸田町垂水であり、余生を地元で過ごすべくこの度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

89 番から 96 番の申請については、8 月 9 日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号97番、申請内容は使用貸借権の設定です。

所在は瀬戸田町名荷の全3筆、地目は畑、農振農用地区域外、1,980㎡のうち0.29㎡の一時転用の更新事案です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、昭和45年に瀬戸田町農協主体で土地改良事業を行っており、農地区分は第1種農地と考えられます。

一時転用目的は営農型太陽光発電設備で、パネル枚数204枚、発電量49.5Kw、パネル設置面積767.60㎡、支柱156本です。転用面積の0.29㎡は、支柱156本の合計面積です。

借受人は、瀬戸田町に本店を置く太陽光発電や不動産業などを営む法人で、貸渡人は当該法人の代表者であり、本件農地の耕作者です。

本件は、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行おうとする申請であり、農地全体を転用するのではなく、パネルの支柱部分のみに一時転用許可を受け、営農しながら発電事業を行うというものです。

申請地は令和2年9月に農地法第5条による3年間の一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備を設置しており、引き続いて3年間の一時転用を行いたいというものです。

この申請については、8月9日、佐々木委員、米田委員、向井推進委員と事務局職員が、耕作者立会いのもと現地調査を行いました。

営農型太陽光の更新につきましては、パネル下部における耕作物が、上部にパネルのない通常の露地栽培における地域の平均的な単収と比較して、おおむね8割を満たすことが更新の基準となっております。

本件申請地のパネル下部では、サカキを苗木から植栽しており、現在は育成途上のため収穫には至っておりませんが、防風ネットの設置による寒冷対策などの肥培管理も適正に行われており、また植栽状況も良好であることから、今後も育成状況を観察していく必要があるため、今回の更新申請は妥当であるものと判断したものであります。

なお、本件は、営農型太陽光発電設備に係る一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号98番、申請内容は売買による所有権移転です。

所在は瀬戸田町沢の全5筆、地目は畑、農振地域外、合計797.68㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。転用目的は駐車場用地で、駐車場15区画が計画されています。

譲受人は隣接地に境内地を有する宗教法人であり、参拝者用の駐車場が不足していることから、この度申請地を取得して、駐車場として利用したいというものです。

この申請については、8月9日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し、申請人により事前の説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接農地所有者や近隣住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

7番委員

申請番号90番の申請について、備考欄に「意見聴取」が入っていないが、前後の案件と違いがあるのか。

事務局

議案の「区分」の欄に「農用地区域内」となっているものについては、広島県農業会議に意見聴取する必要があります。区分が「農用地区域内」となっていない案件については、農業会議に意見聴取する必要がないので、備考欄には何も記載しておりません。

7番委員

分かりました。もう一点いいでしょうか。

申請番号97番について、転用面積0.29㎡、これは太陽光パネルの支柱の本数×断面
積ということですね。ソーラーパネルの方は上空占有なので、地面に接していないとい
ことで、申請の対象にならないという理解でよろしいか。

事務局

営農型については、支柱の合計面積が転用面積になるので、パネルの部分については、今
回の転用面積には含まれません。

営農型ですので、営農が主体となりますので、地上部分はサカキを営農しており、支柱部
分のみを一時転用して、その上にパネルがあるということで理解していただきたい。

営農型ですので、基本的には支柱部分以外は農地利用です。

7番委員

基本的に、「農地」ということは、農作物を植え付けて、二酸化炭素を用いて光合成をし
ながら育ちますよね。先ほど3年間の一時転用期間が終わって、またサカキの育成状況を確認
すると言われたが、パネルがあると太陽光が下まで届かないから、光合成ができない。
今、作物を植えて支柱部分だけと言われたが、どう考えればよいか。

事務局

隙間が空いているから、太陽光は入ります。

17番委員

現地では苗木を150本程植えているが、上にパネルがあつて、半分くらいは枯れた。枯
れた分を補充しながら、冠水等管理をしている。

サカキはこの辺りでは作られていないので、どうなるかは心配している。お茶と同じで、
あまり光合成をすると葉の色が薄くなると説明を受けた。

ミカンと違って、葉をとるものだから、木が大きくなればとれてくるだろう。課題の案件
でもあるので、瀬戸田の委員としても注視していきたい。

事務局

尾道市の中でも営農型太陽光はいくらかありまして、瀬戸田地域は柑橘が多い地域です
が、今回サカキという比較的日陰を好む植物であるということで、設備についてはある程度
高さを設けて、パネルの間隔も設けて、少しでも採光が確保できるような設備にはなってい
ます。

他にありますか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号81番から98番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の
挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件となりますので、他法令が許可になり次第、許可決定す
ることといたします。

また、申請番号番82番、89番、91番から94番及び97番の案件につきましては、
農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することとい
たします。

次に、議案第42号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第42号、非農地証明について、ご説明いたします。

(議案第42号、申請番号30番から35番を議案書をもとに説明)

申請番号30番、長江二丁目、三丁目の各々1筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,645㎡です。
利用状況は、50年以上耕作を放棄しており、現在は山林化している状況です。
長江二丁目1157は農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内、
長江三丁目1290-2は農振区域外、第3種農地、市街化区域内です。
この申請については、8月4日、中司委員、山田委員、青山推進委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号31番、久山田町の3筆、現地地目は原野及び宅地、面積は合わせて309.93㎡です。
利用状況は、隣接地に昭和39年頃に建物を建築し、居住し始めたことから耕作を放棄し、1865-1は宅地と一体利用し、外2筆は雑草が繁茂し原野化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内です。
この申請については、8月4日、中司委員、山田委員、青山推進委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野及び宅地に判定されました。

申請番号32番、木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は宅地、面積は82㎡です。
利用状況は、昭和62年に隣接地に宅地が建設され、同時期に当該地に倉庫が建てられ、耕作地としては利用されていない状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、8月3日、上峠委員、迫推進員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号33番、西藤町の1筆、現況地目は宅地、面積は456㎡です。
利用状況は、昭和40年頃に建物を建築し、現在に至っている状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内です。
この申請については、8月3日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号34番、因島土生町の1筆、現況地目は山林、面積は720㎡です。
利用状況は、平成元年ごろから耕作することができなくなり、現在は山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域用途地域外です。
この申請については、8月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号35番、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は宅地、面積は1,012㎡です。
利用状況は、隣接地に平成9年頃に建物が建築され、以後宅地と一体で利用されている状況です。
農振区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域用途地域内です。
この申請については、8月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号30番から35番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件となりますので、他法令が許可になり次第、許可決定することといたします。

次に、議案第43号「改正前 農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（農地中間管理機構分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第43号、農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）、ご説明いたします。

（議案第43号、申請番号160番を議案書をもとに説明）

申請番号160番、土地の所在は、向島町岩子島字市之浦の3筆、合計面積は1,036㎡の畑です。

利用目的は野菜、権利の種類は賃貸借権の設定で、全体で50,000円、契約期間は令和5年9月2日から令和15年12月31日です。

これらの農地は、向島町岩子島に在住の認定農業者が借り受けし、野菜の栽培を予定しており、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件である、農用地利用集積計画の内容が尾道市の基本構想に適合している、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められる、対象の農地について所有権を有する者の全ての同意が得られている、を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号160番は原案のとおり、決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第44号「改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第44号、農用地利用集積計画の決定について（一般分）をご説明いたします。

（議案第44号、申請番号161番から195番までを議案書をもとに説明）

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係について、新規就農分の申請番号161のみ説明させていただきます。

なお、経営規模の拡大などによる「新規分」の申請番号162から173までと、利用権の設定を更新、または利用権の設定が終わって1年未満に新たに利用権の設定を行うといった「更新分」の申請番号174から195までは説明を省略させていただきます。

申請番号161番、土地の所在は因島重井町の全3筆、合計面積は2,134㎡の畑と雑種地です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は全体で100,000円、利用目的は野菜、契約期間は、令和5年10月1日から令和15年9月30日です。

借受人は、因島三庄町で鉄工会社を営む会社傘下のグループ法人であり、因島フラワーセンターの利活用などにより地域の活性化を目的に活動している一般社団法人です。

この親会社である鉄工会社自身も、今年4月1日から新たに農地を借り受け、さつまいもなどの栽培を小学生に体験してもらうなど、食育に力をいれているそうです。

借受人は、農業経営が主な業種でないことから、解除条件付きでの貸借となります。

2年ほど前から因島フラワーセンターでメロン栽培を行っているようで、メロン栽培農家からの指導を受けているそうです。

この申請については、8月8日に村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定について問題ないものと確認しております。

以上、説明を省略させていただきました新規・更新分を含め、これら全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号161番から195番は原案のとおり、決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、貴会の意見を求めます。

今回は1件14筆について意見を求めます。

番号1～14番、因島中庄町字油屋新開ヲ印の12筆とチ印の2筆、合計14筆、15,000㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は法人の花壇苗の生産用地として使用されます。

こちらの農地は法人代表者及び関係者が個人で機構から借りている農地で、昨年度株式会社を立上げ法人化し、今年の4月から法人としても認定農業者となったのを機に、利用権設定の権利を個人から法人へ移し替えるものです。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は現在の貸借期間を引き継ぐかたちのため、それぞれ令和8年12月31日、令和14年12月31日、令和18年12月31日、令和10年12月31日までとなっています。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

	<p>これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。農林水産課の方、ご苦労様でした。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第38号から第41号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
各委員	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦労様でした。</p>